

工事完了お引渡書 兼 保証書

物件No. _____

1. 注文者

様

2. 工事場所

3. 工事内容

(西暦)

4. 引渡日

お引渡後不具合が発生した場合は、アフターサービス基準の定めるところにより弊社が責任をもって対応・処理いたします。

奈良県生駒市新生駒台4-18
LIXILリフォームショップ ハウジングインテリア 生駒店
株式会社ハウジングインテリア

®

TEL: 0743-74-0063

保証約款

第1条(請負者の保証)

請負者LIXILリフォームショップ(以下乙という)は、注文者(以下甲という)に対し、この保証約款に基づいて保証を行います。

第2条(保証期間)

保証の期間は、お引渡書兼保証書記載のお引渡日に始まり『アフターサービス基準』に示した保証対象部位ごとに記載された期間の満了日までとします。

第3条(保証の適用)

甲は保証の対象となる現象(以下「保証対象現象」という)が発生した場合はすみやかに乙に通知するものとします。乙は第4条以下に記載するところに従って、アフターサービスの責を負います。

第4条(保証の内容)

- 保証とは引渡後発生した不都合に対して、引渡時の設計・仕様・材質等に従って、正常な使用状態に回復するための補修、取り替え等のアフターサービス工事を云います。
- 前項の工事の対象には、保証対象現象の原因になった保証対象部位のほか、当該保証対象現象により建物に生じた2次的損害部分を含みます。
- 前2項の規定にかかわらず、建物の部品、設備などのモデルチェンジ、技術改良、その他の理由により、保証対象現象の発生時に、引渡時と同様の仕様での補修が出来ない場合は、別部品による補修または相当の代金の支払いにより、これに代えることが可能とします。

第5条(保証免責事項)

保証対象現象が、次の事由によって生じた場合には、乙は保証の責任を負いません。

- 地震・津波・暴風雨・豪雨・洪水・その他の自然現象による直接的損傷およびこれに起因する2次的損傷。
- 地滑り・崖崩れ・その他敷地および敷地の周辺にわたる地盤・地形の変動、地盤の沈下、その他予期できない自然、周辺環境の変化に起因するもの。
- 敷地内あるいは隣地の植物の成長に起因するもの。
- 周辺の公害現象および温泉地の亜硫酸ガス・海浜あるいは島嶼等での塩害。田畑農園周辺での消毒薬等による腐食。その他、地域特性などに起因するものと思われる腐食・腐朽・発錆などの損害。
- 近隣の土木工事、建築工事等の影響によるものと思われるもの。
- 火災、爆発、暴動等に起因するもの。
- 建物の性質による結露、または建物の自然の損耗と判断されるさび・かび・変質・変色・乾燥による収縮その他の現象。
- 契約当時普及していた一般的技術では予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた現象。
- 乙がその不適当なことを指摘したにもかかわらず、甲が採用された設計・施工方法・または資材等、請負者以外の者の責任に帰すべき事由に起因するもの。
- 増改築工事で、乙が契約に先立って行った既存建物の調査に際して、同時点で社会一般に普及していた調査方法・技術によって十分な注意を払って調査しても、発見できなかった既存部分の欠陥に起因するもの。
- 電気・電話・上下水道・ガス等供給主体の定めがあり、乙が直接施工できない部分およびこれに起因するもの。
- 注文者の支給した材料・機器等およびこれに起因するもの。
- 材料・機器・家電商品等メーカー保証があるものは、その保証内容をこえる事項。
- 犬・猫・鳥・ネズミ等の動物および昆虫等に起因する損傷・機能不良、および主として甲の日常的建物管理に委ねられるべき原因であると判断されるダニの発生等の現象。
- 機器類の正常な運転騒音や振動・足音等の生活騒音、その他官能的判断に委ねられるもの。
- 引渡後、乙が関与しない増改築・機器等の交換・移動・増設(ベランダ、水槽等の重量物、ソーラー機器、アンテナ等の取付け)あるいは什器・家具等の不適当な設置(ピアノ、本棚その他)地盤変動等に起因するもの。
- 注文者あるいは注文者から当該建物を借り受けた使用者の不適切な維持管理または通常予測される使用状態と異なる使用に起因するもの。
- お引渡時に指摘がなく、お引渡後一週間以内にお申し出のなかった、内装工事・塗装等仕上げ部分の損傷。
- 保証対象現象であっても建築工事以外の要因により、2次的に発生した現象と判断されるもの。
- その他以上に準ずる事由によって生じた損傷一切。

第6条(保証の消滅)

次のいずれかに当該する場合は、以下に記載する事由が生じた時点で、保証の責任は消滅します。

- 甲または甲から当該建物を借り受けたものが、契約時の使用目的と異なる目的に使用した場合。
- 文書による乙の承諾なくして、継続して3ヶ月以上居住しなかった場合。
- 文書による乙の承諾なくして、お引渡後2ヶ月以内に居住しなかった場合。
- 当該建物を甲が第三者に引渡した場合、譲渡後の第三者に対する保証。

第7条(注文者の要望を加えた補修)

甲の希望により、第4条に定められた補修を行うに当たって、甲および乙が設計・仕様内容の打合わせを行い、甲・乙合意のもとに取り交した工事請負契約書あるいは工事注文書に基づいて施工した建物の引渡時の設計・仕様等を上回る内容とすることを乙に求められた場合、第4条の補修に要する費用を上回る費用については、甲が負担するものとします。